

公益財団法人福島県市町村振興協会市町村交付金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が市町村に配分する市町村交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町村交付金は、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金をもって福島県がこの法人に交付する福島県交付金を財源とする。

(市町村への配分基準)

第3条 市町村交付金の市町村への配分については、均等割 20%、人口割 80%とする。

(交付金の対象事業)

第4条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(会計処理)

第5条 この法人は、市町村交付金について一般会計において経理するものとし、収支予算に計上するものとする。

(預金利息等)

第6条 市町村交付金の預金から生じる利息等は、収支予算に計上して、市町村交付金に編入するものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第7条 市町村交付金の交付を受ける市町村は、事業計画をこの法人に提出するものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人福島県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。